

(施設の目的)

第1条 学校法人冬木学園（以下「学園」という。）が設置する畿央大学附属広陵こども園（以下「本園」という。）は、幼保連携型認定こども園として、保育を必要とする子どもに対する保育、ならびに義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育を一体的に行ない、これらの子どもの健やかな成長がはかれるよう適切な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行なうことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の促進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）」、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「支援法」という。）」、その他関係法令等を遵守し、次の各項に掲げる理念・方針により教育・保育を提供する。

2 「子ども一人ひとりのありのままの姿を大切に、いまという「とき」を楽しく充実して過ごせるように、遊びを通じて、子どものこころとからだをのびのび育てること」を教育および保育の理念とする。

3 前項の教育および保育の理念を実現するための方針に関し、次の各号のとおりとする。

(1) 信頼できる人々との関わり合いの中で、安心して楽しく生活する基礎を育てる。

(2) 自分で挑戦しようとする気持ちをのばし、自立への意欲を育てる。

(3) 子どもどうしの関わり合いを大切に、自分で考え行動する力を育てる。

4 本園は、畿央大学（以下「大学」という。）の附属園として、大学と連携をはかり教育・保育活動に取組むものとする。

(名称および所在地)

第3条 本園の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 畿央大学附属広陵こども園
- (2) 所在地 奈良県北葛城郡広陵町平尾 512 番地 3

(入園資格)

第4条 本園に入園することができる者は、満3歳未満の保育を必要とする子どもおよび満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもとする。

(提供する教育・保育の内容)

第5条 本園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）」に沿って、乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

(子育て支援)

第6条 本園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育・保育方針、成長および園の運営について、保護者の理解と協力を得るものとする。

2 本園は、認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業を実施する。

(職員の役職、員数および職務内容)

第7条 本園が、教育・保育の実施にあたり配置する職員の役職（職種）、員数およびその職務内容は次のとおりとする。

- (1) 園長 1人  
園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副園長 必要数  
副園長は、園長を補佐し、園務を整理し、園長に事故あるときまたは園長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 主幹保育教諭 必要数  
主幹保育教諭は、園長および副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育および保育を一体的に実施する。
- (4) 指導保育教諭 必要数  
指導保育教諭は、園児の教育および保育を一体的に実施し、保育教諭その他の職員に対して、教育および保育の改善および充実のために必要な指導および助言を行なう。
- (5) 保育教諭 必要数  
保育教諭は、園児に教育および保育を一体的に実施する。
- (6) 栄養士 必要数  
栄養士は、保育の一環として園児の発達段階に応じ、献立を作成し、給食およびおやつを実施する。
- (7) 調理員 必要数  
調理員は、献立に基づく調理業務および食育に関する活動等を行なう。
- (8) 事務職員 必要数  
事務職員は、園の運営管理に必要な事務処理、経理処理等を行なう。
- (9) 学校医 1人  
学校医は、園児の心身の健康管理を行なうとともに、定期健康診断、職員および保護者への相談、指導を行なう。
- (10) 学校歯科医 1人  
学校歯科医は、園児の心身の健康管理を行なうとともに、定期歯科検診、職員および保護者への相談、指導を行なう。
- (11) 学校薬剤師 1人  
学校薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員および保護者への相談、指導を行なう。

2 本条前項の規定にかかわらず、園長が運営上必要と認めた場合は、必要な職員を置くことができる。

(学年および学期)

第8条 本園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 本園の学期は次の3学期とする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育・保育の提供を行なう日)

第9条 本園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、学園創立記念日（5月21日）、12月29日から31日および翌年1月1日から1月3日を除く。

2 支援法第 19 条第 1 号の子ども（以下「1 号子ども」という。）への教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業 7 月 21 日から 8 月 31 日まで
- (3) 冬季休業 12 月 23 日から 1 月 6 日まで
- (4) 春季休業 3 月 25 日から 4 月 7 日まで

3 園長は、必要と認めた場合、前項の休業日以外の日を休業日とすることができる。

（教育・保育を提供する時間）

第 10 条 教育・保育を提供する時間は次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に関する教育時間

月～金 午前 8 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11 時間）

月～金 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで

土 午前 7 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

ただし、本園が定める保育時間（11 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、本園が定める保育時間（11 時間）から開所時間の間に延長保育を提供することができる。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8 時間）

月～土 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

ただし、本園が定める保育時間（8 時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、本園が定める保育時間（8 時間）から開所時間の間に延長保育を提供することができる。

(4) 開所時間

月～土 午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

2 園長は、非常災害等による緊急な対応の必要性を認めた場合、前項の教育・保育時間を変更することができる。

（費用等）

第 11 条 支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定保護者（以下「支給認定保護者」という）は、支給認定保護者の居住する市町村が支援法に基づき定める子どものための教育・保育に関する利用者負担額（利用料）を、本園に支払うものとする。

2 本園の教育・保育の質の向上を図るため、別表 1 に掲げる費用については、支給認定保護者から書面による同意を得て費用の負担を受けるものとする。

3 既納の費用は、返還しないものとする。ただし、特別な理由がある場合、その全部または一部を返還することができる。

（利用定員）

第 12 条 本園の利用定員は、別表 2 のとおりとする。

（入園等）

第 13 条 本園は、市町村から教育・保育の実施について支給認定を受けた 1 号子どもの保護者から本園の利用について申込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
- (2) 利用定員を上回る利用の申込みがあった場合
- (3) 本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

- 2 1号子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合の選考方法は別に定める。
- 3 支援法第19条第2号の子ども（以下「2号子ども」という。）および支援法第19条第3号の子ども（以下「3号子ども」という。）については、支援法第42条の規定により、市町村が行なった利用調整により本園の利用が決定されたときは、これに応じる。
- 4 本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの支給認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。
- 5 退園、転園または休園しようとする1号子どもは、保護者が理由を記して園長に願いでるものとする。
- 6 本園の利用2号子どもおよび3号子どもが次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
  - (1) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定に該当せず、市町村が支援法第20条の規定による支給認定を取消したとき
  - (2) 保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき
  - (3) 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めるとき
  - (4) その他、利用継続において重大な支障または困難が生じたとき

（修了）

第14条 園長は、園児が課程を修了したと認めるときは、修了時に修了証書を授与する。

（緊急時等における対応方法）

第15条 本園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに園児の家族等に連絡をするとともに、学校医または子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をすみやかに行なう。

（非常災害対策）

第16条 本園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難および救出その他必要な訓練を実施する。

（虐待の防止のための措置）

第17条 本園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
  - (2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
  - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 本園は、教育・保育の提供中に、本園の職員または養育者（保護者等子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、すみやかに、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定に従い、関係機関に通告する。

（苦情対応）

第18条 本園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けの際は、すみやかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行なう。

3 苦情内容および苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第 19 条 本園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 本園は、事故発生防止のための職員に対する研修を実施する。

3 本園は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努める。

4 本園は、事故の状況および事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

(健康管理・衛生管理)

第 20 条 本園では、園児に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 本園は、感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症および食中毒の予防に努める。

(業務の質の評価)

第 21 条 本園は、教育・保育の質の評価を行ない、常にその改善をはかり、教育・保育の質の向上を目指す。

2 保育教諭等の自己評価および認定こども園の自己評価については、年 1 回は行ない、認定こども園の自己評価については、その結果を公表する。

(秘密保持)

第 22 条 本園の職員および職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知りえた子どもおよびその保護者の秘密を漏らしてはならない。

2 その他秘密保持に関する事項は、別に定める。

(記録の整備)

第 23 条 本園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- |                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| (1) 教育・保育の実施にあたっての計画             | 5 年間保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る提供記録             | 5 年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録                 | 5 年間保存 |
| (4) 支援認定保護者等からの苦情の内容等の記録         | 5 年間保存 |
| (5) 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録   | 5 年間保存 |
| (6) 幼保連携型認定こども園園児指導要録（指導等に関する記録） |        |

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存（学籍に関する記録については 20 年間保存）

(細則)

第 24 条 この園則の施行に必要な細則は、園長が別に定める。

(改廃)

第 25 条 この園則の改定は、学園理事会の議を経て園長が行なう。

附 則

この園則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 11 条関連) 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担

- 1) 教育充実費
  - 1号子ども 月額 5,000円 \*減免措置については別に定める
  - 2号子ども 月額 5,000円
  
- 2) 給食費
  - 1号子ども 主食費 月額 500円 副食費 月額 4,500円
  - 2号子ども 主食費 月額 1,500円 副食費 月額 4,500円

\*副食費の減免措置については別に定める
  
- 3) バス利用料
  - 利用者のみ 月額 4,000円 (運行月のみ徴収)
  
- 4) 新年度準備費
  - 1号子ども 年額 10,000円
  - 2号子ども 年額 10,000円

別表 2 (第 12 条関連) 利用定員

年齢	クラス数	1号子ども	2号子ども	3号子ども	合計
0歳	1			9	9
1歳	1			12	12
2歳	1			12	12
3歳	3	35	12		47
4歳	2	35	12		47
5歳	2	35	12		47
合計	10	105	36	33	174